

## 消費税・地方消費税(個人事業者)の申告と納税を

### ◎申告と納税は3月31日(火)までに

期限までに申告や納税をしなかったり、間違った申告をすると、後で不足分の税金を納めるだけでなく、加算税等も納めなければならない場合があります。

### ◎「消費税課税事業者届出書」の提出はお済みですか

平成21年に課税事業者となるのは、19年分の課税売上高が1,000万円を超える方です。

今年初めて課税事業者になる方は、「消費税課税事業者届出書」の提出が必要です。

課税事業者となる方(簡易課税制度の適用を受ける場合を除く)が、課税仕入れ等に係る消費税額を控除するためには、課税仕入れ等の事実を記載した帳簿と、事実の分かれる請求書等の保管が必要です。

【問合せ】四谷税務署☎(3359)4451・新宿税務署☎(3362)7151へ。

## 固定資産税にかかる土地家屋の価格等がご覧になれます(23区内)

【総覧日時】4月1日(水)~6月30日(火)(土・日曜日、祝日等を除く)、午前9時~午後5時

【総覧場所】土地・家屋が所在する区の都税事務所  
※個人情報保護のため、申請時の「本人確認」をより厳格な方法に変更しました。詳しくは、お問い合わせください。東京都主税局ホームページでもご案内しています。

【問合せ】新宿都税事務所☎(3369)7151へ。

## 自動車税の登録変更はお済みですか

自動車税は、毎年4月1日現在、車検証に記載されている所有者(割賦販売の場合は使用者)に課税されます。

自動車の譲渡や廃車、転居等で住所を変更した場合は、登録変更の手続きが必要です。管轄の運輸支局または自動車検査登録事務所でお早めに手続きをしてください。

【問合せ】東京都主税局課税指導課☎(5388)2954へ。

## 区立産業会館(B1~2新宿) 研修室Dの貸し出しを中止します

商工業緊急資金融資の拡充に伴う商工相談会場設置のため、3月30日(月)から当分の間、区立産業会館4階研修室Dの貸し出しを中止します。

## 区立産業会館(B1~2新宿) 研修室Dの貸し出しを中止します

取得または登録見込みの方を含みます。昭和63年4月2日以降に生まれた方で、特例で受験可能な場合があります。

▼往信・返信はがきに切手をは

専用往復はがき:3月25日(木)

記入し、往信・返信はがきの両方に必ず切手をはつて、受付期間内に申し込んでください。専用往復

で配布。1回の抽選で1グループに付き各施設1枚限り有効です。

※次のようなはがきは無効で

す。無効の場合は「落選者優先受

付」に参加できません。

▼往信・返信はがきに切手をは

から

抽選後の空き室は、「落選者

の順に予約を受け付けます。受

付開始日は次のとおりです。

▼落選者優先受付:5月7日(木)

から

抽選結果をお知らせします。

月28日(火)までに結果通知が届か

ない場合は、受付窓口へお問い合わせください。

※予約の権利譲渡はできません。

※抽選で当選した方は、区民以外の方への代表者変更はできま

せん。

●抽選結果

当落にかかわらず、返信はがき

で抽選結果をお知らせします。

月28日(火)までに結果通知が届か

ない場合は、受付窓口へお問い合わせください。

●抽選申込資格

区内在住の方

●抽選申込方法・受付期間

専用往復はがき:3月25日(木)

●抽選申込方法

受付専用電話

☎(5273)3881

●休館日

7月4日(火)~11日(木)

●施設利用当日

受付窓口で発行する予約案内

書を、利用当日現地にお持ちく

ださい。抽選で予約が確定した

方は、結果通知(当選はがき)が

予約案内書になります。

●利用料金の支払い

料金は、利用当日現地でお支

け下さい。抽選で予約が確定した

方は、結果通知(当選はがき)が

予約案内書になります。

●手続き

料金は、利用当日現地でお支

け下さい。抽選で予約が確定した

方は、結果通知(当選はがき)が